

平成20年第3回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成20年3月6日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

2番	福田	守君	3番	杉澤	隆一君
4番	熊谷	隆一君	5番	鈴木	良勝君
6番	中村	利昭君	7番	中村	美智男君
9番	武藤	威君	10番	戸沢	藤一君
11番	森元	淑雄君	12番	熊谷	良夫君
13番	齊藤	新一郎君	14番	澁谷	俊二君
15番	泉	繁夫君	16番	吉野	久君
17番	深沢	義一君	18番	高橋	正治君
19番	戸澤	勉君	20番	飛澤	龍右エ門君
21番	高橋	猛君	22番	伊藤	福章君

欠席議員（1名）

1番 鈴木 一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田	知己君	副町長	佐々木	敬治君
収入役	坂本	昇一君	町長公室長	深澤	廣君
総務課長	深澤	廣君	企画課長	小原	正彦君
税務課長	藤原	茂夫君	住民生活課長	鈴木	四郎君
総合サービス課長	山内	英世君	福祉保健課長	辻	一志君
農政課長	照井	智則君	商工観光課長	小林	宏和君
建設課長	鈴木	隆君	国体室長	澁谷	陽嗣君
出納室長	深澤	章一君	農業委員会会長	蒔野	賢之輔君
農業委員会 事務局長	小野寺	光廣君	教育委員長	佐藤	孝君
教育長	後松	順之助君	学務課長	高橋	薫君
社会教育課長	泉谷	隆雄君	幼児教育課長	齊藤	克也君
代表監査委員	久米	力君			

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤	克太郎	庶務班長 兼議事班長	後藤	貞江
------	----	-----	---------------	----	----

主 查 武 田 浩 之

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（伊藤福章君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

◇武藤 威君

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。9番武藤 威君登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君） おはようございます。9番武藤です。

まず最初に、「矛盾の多い米政策、町としての対応は」ということでございますけれども、19年度分の総決算とでも言うべき税金の申告が今盛んに行われておりますけれども、農水省がまとめた水田経営の実態調査によりますと、2006年の東北の農業所得2.3ヘクタールと言われておりますけれども、そういう中でその反別で所得がわずか33万円ということで、前年より9%減ったと報道されておるわけでございます。さらに、2007年産はそれより10%減ったとも言われておりまして、水田農家は一層厳しい状況になったとも報道されておるわけでございます。

農業所得の簡易決済が廃止されまして、今度は自分で収支を計算すると、そういう中でした方もおるようでございますけれども、所得ゼロに等しい方が結構出ている、そういう悲鳴が聞こえてくるわけでございます。

ところで、ことしの米政策でございますけれども、またまた稲作の減反、生産調整を強化する内容となったわけでございます。昨年の過剰作付分7万ヘクタール分と、ことしの消費減少の予想分の3万町歩を、農水省はさらに追加して作付面積を10万ヘクタール減らすとしておるわけでございます。このような状況ですので、米政策は考えれば考えるほど矛盾だらけと、ほとんどの方がそう思っているのではないかと私は思うわけでございます。

「過剰作付をやめれば、米価下落を抑えられる」ということで、活性化緊急対策などを開いておるわけでございますけれども、一方では政府は古米の安値販売をして米価を引き下げようとしている。ただ、ここで一番問題なのは、国産米がどのくらい過剰なのか、減反面積を計画どおりに達成したら生産者米価を本当に安定する保証があるのかどうかと思うわけで、だれでもいいから答えていただきたいわけでございます。

昨年は、1日2万3,000トンの米を消費した計算になるそうでございますけれども、このために12月22日には在庫がなくなったそうでございます。10月末には、2007年産の新米を先食いした、それで供給をつなぐ事態になったとも言われております。一方、過剰となっているのは輸入米でございます。数年たった超古米を飼料に回して減らしたものの、まだ152万トンあると言われておるわけでございます。外国産米は過剰だけれども、国産米は少なくなっている。私たち農家が減反しても、国が安値販売する限り、米の値下がりには目に見えてくるように思っているのは、私だけではないと思います。減反すれば、生産者米価が本当に回復するのでしょうか。その保証は、本当にあるのでしょうか。昨年は、暴落に歯どめをかけるという理由で、政府は10万トン買い入れしたわけでありまして。しかし、その米の流れを見ますと、政府は古米だとしてもう売っちゃっている。それも、生産費を下回る価格で販売しております。こうした政府米が低価格で流れたら、生産調整してもすべて水の泡でございます。減反する人もしない人も、政府の備蓄米放出はしないこと、これが共通の要求ではないかと私は考えております。

このような大きな問題を抱えている中、米農家の納得を得られているのか。この大きな矛盾の中にある政策を進めるに当たって、農家の理解をどう受けとめ、町としての対応をとっていくのかどうか。見通しなどをお知らせ願いたいわけでございます。国産は不足でも強制減反させる、米価暴落なのに安値の放出、この矛盾の中で進められるこの米政策に対する考えを伺いたいわけでございます。

価格決定に大きな役割を持つのは、日本最大の米穀会社になった農水省でございますけれ

ども、毎年販売できる量だけ買える「回転備蓄方式」を現在とっておるわけでございますけれども、例えば生産者米価において生産費を基準に市場価格との差額を補てんする、いわゆる「不足払い制度」を導入するとか、米の備蓄は3年程度保管し、もし不作がなかったら飼料用などに使うように、いわゆる棚上げ備蓄したらと、私はいつも考えてしまうわけでございます。

さらに、水田転作条件を整備し、自給率の低い米また大豆、飼料米等、生産拡大など図れるような政策に転換するようなことも望んでおるわけでございます。このようなことは国が考えることだと、人ごとでは済まされないわけでございます。米が主産業である美郷町としても、これに対しての対応を考えていくべきだと思っております。このことについて、何か考えがあったらお聞かせ願いたいわけでございます。

次に、農地改革方針について、農業委員会としての考えをお伺いしたいわけでございます。今、品目横断対策に続くその柱として農地改革も進めておりますけれども、2008年度中あるいは2009年度中をめどに発足できるよう農地法の改正を目指そうとしておるようでございます。この見直しの中心は、耕作困難な農地の有効利用を図るとして、農地の所有権は厳しい規制を維持するけれども、利用権の貸し借りは自由化するところにあるわけでございます。現行の農地法は、農地を所有したり利用できるのはみずから耕作に従事する者か、いわゆる共同組織、生産法人に限定しておるわけでございます。ですから、資産家や株式会社、一般の耕作する保証がないためにこれまでは認められてきませんでした。

この原則は、戦後の農業の発展や農村社会の安定の基盤となり、農外資本による無秩序な転用や登記を防ぐ決定的な役割を果たしてきたことは、言うまでもないわけでありましてけれども、しかし株式会社の農地取得の自由化を狙う財界からこの撤廃要求が執拗に持ち出され、さまざまな抜け道がつくられてきました。2005年には地域の農業者だけでは耕作困難な地域で市町村で協定を結ぶことを条件に利用権に限って株式会社、また一般の方々も参入が認められたわけでございます。今回の利用権についての限定条件を取り払い、農地はだれもが自由に借りられるようにしようとしているわけでございます。これでは、資本家や農外企業が優良農地を借りて人を雇って農業を営むことも可能になるわけでございます。そうした経営には、耕作を続ける制度的な保証がなく、耕作したとしても地域の農業者との間で農地のトラブルが起り、多様な家族経営で成り立ってきたこれまでの地域農業に重大な混乱と困難が持ち込まれるのは、私なりに心配しておるわけでございます。さらに重大なのは、利

用権の規制緩和に連動していくとも思えます、その心配もあるわけでございます。所有権と利用権を切り離して、所有権だけを厳しく規制することの法制上の困難さや、同じ農業法人の経営で一方は所有権まで認めて、他方には利用権しか認めないことの不合理から、財界などからの所有権の自由化要求に結びついていくのではないかと思われるわけでございます。

農地の所有権の取得を認められない農業経営の一般化は、農地のその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めている耕作者の農地の取得を促進するという、農地法第1条にも矛盾してくるわけでございます。この点からも、農地の利用権の自由化が耕作者主義の原則を空洞化させ、農地法そのものの解体にもつながると思うわけでございます。

私自身、農業委員会から離れて時間もたちますし、町の基幹産業のあしたを考えると、心配が重なってくるわけでございます。このことは、農地の行政機関である農業委員会組織でもいろいろ議論されておると思っています。ですから、近況の報告をお聞かせ願いたいわけでございます。

最後になりますけれども、「妊婦検診の拡充を求めて」でございますけれども、秋田県の医療の現状を見ますと慢性的な医師不足、それに困ったもので秋田県は何でも一位でございます。自殺人口10万人対比で42.7、全国一位。平成18年の死亡率は人口1,000人に対して10人と、全国の平均の8.6人を大きく上回ってさらに全国一位。一方では、平成18年の出生数、人口1,000人に対して出生率6.8で全国平均8.7を大きく下回って、これも全国最下位でございます。

妊婦の現状を見ると、今晚婚化やさまざまなストレスの増加によって危険因子の多い妊婦がふえていると指摘されております。また、貧困と格差が広がり、経済的な困難を抱えている妊婦もふえておるわけでございます。そのため、検診を控えるなど生まれる子どもに対して悪影響を与えたり、少子化にもつながっておるわけでございます。若者夫婦にとっては10万円から13万円かかる検診費、大変大きな金額でございます。そして、その後の育児費用を考えると産みたくても産むことができないと、嘆きの声さえも聞こえてくるわけでございます。母子の命と健康を守る上でも、経済的負担を軽減して出産子育てを支援する上でも、妊産婦検診の公費負担の拡充は大きな意味があるわけでございます。このたび決まった全額県費で3回分の上乘せは大変よかったわけでございますけれども、厚生労働省は妊産婦検診は通常14回の一般検診が望ましいとされておるわけでございますけれども、本町での状況はどうか。いわゆる、町単独で前期、後期、そして一般検診は何回ほどやっているのか、また超

音波や感染症の各種検査もあると思いますけれども、その辺を報告願いたいわけでございます。

また、県補助事業の一般検診の回数などもお知らせください。と申しますのは、隣の大仙市と比べてみますと回数が大仙市では16回、一方美郷町というとな10回でございます。市町村の単独事業の一般検診が大仙市は6回、美郷町はゼロでございます。これではと思い、今回一般質問をさせていただきました。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの武藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、米政策に対しての町の対応についてですが、議員がご質問の中でおっしゃいました多用途米の件につきましては、現在のところ需用に応じた生産となっております、直接加工業者等の実際に需用する方に供給されているとのことで、主食用に転用されることはないかと私どもは伺っております。また、国産米の在庫が少なく輸入米がだぶついているというふうなご指摘については、それだけ消費者の方々が国内の米に寄せる安全・安心感のあらわれではないかとも感じるところです。

さらに不足払い制度について、現段階では食管法時代に戻ることと同じになり、時代に逆行、米の安売り競争を招きかねないとして国は否定的な考え方を示しているようです。このように、米の流通については国の制度設計のもと運用されている状況ですので、米の政府備蓄の方式も含めまして町の立場では責任ある答弁ができかねることに、どうかご理解をお願い申し上げたいとお願い存じます。なお、麦や大豆、飼料用のイネの生産拡大については、議員もご存じのとおり既に産地づくり交付金で生産拡大を支援する施策に取り組んでおりまして、20年産の作付計画では大豆が100ヘクタール程度、飼料用作物が15ヘクタール程度の拡大が予想されております。また、新規に種苗用イネの作付も10ヘクタール程度の取り組みがあるようです。

こうした状況にある米政策についてですが、基本が市場原理での売買となっている状況では、供給過剰の場合買い手市場になり価格は下落していくものと存じます。そのため、行政や農業団体では生産調整に地道に取り組むことが米価を維持することになることを農業者の方々に丁寧にご説明し、大方の農業者の方々からはご理解をいただいているところです。

今般の地域水田農業活性化緊急対策でも、そうした姿勢で農業団体と連携を図りながら農

業者の方々にご説明申し上げ、全力で実効性の確保に勤めているところですので、どうかご理解とご協力をお願い申し上げます。また、美郷町産にかぎりましての話をさせていただきますと、国のそうした米の流通制度のもとで幾らかでも有利に販売できないかということを探るために、平成20年度より大消費地であります東京大田区に対しまして、農業団体と協力しながら町でその流通のルールを敷くことができないか考えているところでありますので、あわせてご理解をお願いいたします。

次に、妊婦検診の負担拡充についてですが、現在町では県補助事業として4回、町単独事業として3回、合わせて一般検診では7回、それに歯科検診1回、超音波検診1回、感染症検査1回の計10回の支援を講じております。こうした状況は、全県25市町村のうち私ども美郷町も含めまして、22市町村で同様の支援措置を講じている状況です。厚生労働省は、経済的理由等によりまして検診をあきらめるものが生じさせないために、少なくとも5回程度の公費負担を実施することが原則である旨の通知を出しておりますが、町としましてはその基準は上回った回数で支援を講じているところであります。

さらに厚生労働省は、議員もご指摘のとおり望ましい受信関数は13回から14回程度と考え、公費負担についても同等程度行われることが望ましいことを言及しております。そうした考え方を踏まえての対応かどうか、具体の説明はまだ受けておりませんが、いずれ県は先般一般検診を20年度において3回分追加したいこと、そして21年度においてはさらに3回分を追加したい内容の新たな方針を市町村に提示しました。引き続き、町単独事業を継続する前提で県の方針に沿うとすれば、20年度においては一般検診が10回、21年度は13回となります。現在県ではそうした考え方のもとで編成した20年度当初予算案を審議中ですので、県の予算化が決定した後はその取り組みの重要性をかんがみ、町としては町単独事業を継続実施しながら、20年度は県の方針に沿った取り組みを展開してまいりたいと考えております。

ただし、県では21年度から経費の半分を市町村に求める姿勢のようですので、町の負担が増高することとなります。21年度以降については今後の県の動向等に注視しながら、町の対応を検討してまいりたいと存じます。なお、県に対しましては新たな市町村負担の伴う内容・方針等については、実施時期や提示時期等についても私どもの意見などを聞いていただいた上で、具体行動を展開していただくよう要望してまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 農業委員会会長、登壇願います。

(農業委員会会長 蒔野賢之輔君 登壇)

○農業委員会会長（蒔野賢之輔君） ただいまの武藤議員のご質問にお答えをいたします。農林水産省が11月6日に公表した事項について申し上げます。

農林水産省は、農地改革の展開方向についてと農地に関する改正案、そして行程表を公表されました。これは、今後の農地政策の見直しの方向を示したものであります。その改革案とは、まず第一番に農地情報のデータベース化であります。これは、農地情報システムに一元化することで、関係機関による相互利用を可能とし、新規参入に必要な情報は全国どこからでもアクセス可能にするということでございます。二つ目に、耕作放棄地の解消に向けたきめ細かな取り組みであります。これは、耕作放棄の現状を把握しそれぞれの状況に応じた対策を実施することで、5年をめどに耕作放棄地を解消するというものでございます。三つ目に、優良農地の確保対策の充実と強化であります。これにつきましては、農振制度や農地転用制度の厳格化を図り、優良農地の確保の観点に立ってこれまで許可が不要となった病院や学校などの公共転用も許可が必要と改めるということでございます。四つ目に、農地の面的集積についてであります。農地の面的集積に向けては、農地所有者の委任を受けまして担い手に農地を面的に再配分する仕組みを全市町村に設けるというものでございます。五つ目に、所有から利用への転換による農地の有効利用であります。所有から利用への転換では、所有権では厳しい規則を維持しつつ、利用権では見直しより長期的な賃貸借を可能とし、標準小作料制度は廃止の方向で見直すという、5本の柱で構成されるものであります。

農業農村現場からは、企業参入のための規制緩和としか受け取れない、農地の貸し借りをめぐり担い手と企業が競合するとの不安と懸念の声が広がっている状況でございます。農地制度は、農地の確保と効率的な利用を担保するとともに、農業農政のあり方とも深くかかわる重要な制度であります。昨年11月には法制度上の整合性の確保を踏まえまして、農業農村現場の実態に則した現実的かつ慎重な検討を行うように、全国農業委員会会長代表者集会で農地政策の見直しに関する要請決議を行ってまいりました。今後も、農業委員会の現場から、農地行政の推進に当たっては懸念される事項や影響、具体的な見直し方向についての意見・提案等を秋田県農業会議が取りまとめまして、全国農業会議所が意見を集約し、今後の政策提案等に反映させていくことになっております。

美郷町農業委員会でも、このことについて農業委員会、農業委員に提示・意見・要望等を集約しまして、秋田県農業会議に提出する業務に取り組む所存でございます。今後とも、ご

指導とご指摘をよろしくお願いを申し上げまして、答弁といたします。終わります。

○議長（伊藤福章君） 9番、再質問ありますか。9番武藤 威君の再質問を許可します。

○9番（武藤 威君） 多くの農家を切り捨てた品目横断的経営安定対策を強行したということに対しまして、大変厳しい審判を受けまして、その見直しを行いたいということで今回予算化されたわけでございますけれども、この作業は衆議院選挙対策の小手先の修正であり、この対策の本質を変えるものではないなと私は勝手に思っていますけれども。余りにも悪い施策であるために、名前を品目横断的経営安定対策から水田畑作経営所得安定対策に変えたわけでございますし、また代表範囲の拡大として新たに年齢の制限を見直したと。そして、町長が加入を認めると認定する市町村長特認を導入したわけでございますけれども、こうして加入の間口が広がったとしても対象はやっぱり認定農家だけであることは変わらないわけで、結局多くの農家を切り捨てる本質は変わらないわけで、そういう中で多くの誤解を解こうと今一生懸命説明している程度にしか、私は思えないわけでございますけれども、そうではないでしょうか。

やはり、現段階で国には、農業の位置づけが見えてこない。こうなった以上、せめてこうした身近な地域で20年、50年のビジョンをつくりながら、絶対この地域からそれこそダム役割を果たすこの大事な水田を守る、そういう方針を打ち出す機会ではないかなと私は思うわけでございます。そのことについて、何かありましたら教えていただきたいと思えます。

それから、次の農業委員会ですけれども、この法案が通ってしまうと我々農家はもちろん、農業を基幹とする美郷町の行く末はもちろん危険の一途をたどるわけでございます。ここでお願いしたいわけでございますけれども、この4月には農業委員会の選挙、本当に我々農家としては大事な選挙でございます。さらに、やはり我々農家のこの町の砦とでも言える行政委員会、農業委員会の皆さん、大きな声を張り上げて頑張ってくださいを切に願って期待しながらお願いしたいわけでございます。

それから、私が前に調べた内容より妊産婦ですけれどもふえてびっくりしましたけれども、しかしながらさらに県費助成に加えながら町単独の上乗せを図っていくべきではないかなと思うわけでございますし、それから県費もきょうの新聞、それからこの間の新聞で助成ということになるわけでございますけれども、この一般検診ですけれども例えば16週から23週、24から28週、33から36週、36週以上とかあるわけでございますけれども、それを何と使うのか、その辺決まっていたら教えていただきたい。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの武藤議員の再質問にお答えいたします。

水田農業のビジョンにつきましては、美郷町地域水源農業ビジョンというものを策定しております。将来にわたって美郷町の水田農業をどうするかというふうな計画は持ち合わせております。ただ、20年、50年という大きなスパンでのビジョンではありませんので、議員がおっしゃいました長いスパンでのビジョンといたしますのは、現段階のところでは考えておりません。しかし、町としては美郷町の景観並びに生活を保全する意味でも、水田の果たす役割というのは大きいものと考えておりますので、各般の町単独事業も実施を重ね合わせながら、今後とも地域の水田を守ってまいりたいと考えております。

それから、妊産婦の検診についての町単独事業の上乗せ、あるいは先ほど議員が申されました妊娠ステージごとの一般検診の使い方についてですが、前段の町単独事業の上乗せにつきましては20年度におきましては県の3回分の追加を考え、現段階のところでは町の上乗せは考えておりません。21年度以降につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり県の動向を注視しながらその後について町の取り組みを検討させていただきますので、どうかご理解ください。

なお、後段の妊娠ステージに対応した一般検診については、実務的な内容でありますので福祉保健課長に答弁させます。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ただいまの武藤議員のご質問にお答えいたします。

一般検診の県の使用方法でございますけれども、16週から23週までの間に県の一般検診が1枚、それから町単独の前期用検診用の券を1枚使うことになってございます。それから24週から28週までの間に県1枚です。それから28週から35週まで、これにつきましては後期の検診として町の単独の券を使います。それから33週から36週まで、ここで県の補助による一般検診です。それから36週以降につきましては、県の補助による一般分と町の単独による一般分でございます。合計で7回になります。以上です。

○議長（伊藤福章君） 9番、農業委員会会長の再質問に対する答弁は要りませんね。

○9番（武藤 威君） いいです。頑張ってください。

ちょうど時間ですので、ありがとうございます。

○議長（伊藤福章君） これで、9番武藤 威君の一般質問をおわります。

◇戸澤 勉 君

○議長（伊藤福章君） 次に、19番戸澤 勉君の一般質問を許可いたします。戸澤 勉君登壇願います。

（19番 戸澤 勉君 登壇）

○19番（戸澤 勉君） 19番戸澤 勉です。

平成16年11月1日、平成の大合併で県内トップを切って誕生した我が美郷町の町長選が11月28日に行われ、激戦の末1万152票の圧倒的指示を得て松田町長が誕生しました。町長就任以来3年数カ月経過しましたが、この間の働きぶりはまさにスーパーマンを思わせるタフさですが、働きすぎを心配する町民も多く、健康にもご留意いただきたい。

そこで、町長にこれからのまちづくりの決意をお伺いいたします。

一つ、松田町長の3回目となる本格的予算編成であり、年々厳しくなる財政事情で苦労も多かったと思います。施政方針でも詳しく述べておりますが、新年度予算の中で取りわけ力を入れた施策と事業についてお伺いいたします。

2番、5年後、10年後の美郷町の将来を見据えた町の姿をどう描くか、その構想をお知らせ願いたい。

イとして、財政の見通しとその運営について。先般新聞報道において国の借金が過去最大の838兆円を超え、国民1人当たり652万円と発表されました。財政危機が叫ばれてからも年々増加を続け、解決の道筋が見えない国政は情けない限りです。一方、我が美郷町の現状はどうでしょうか。借金をふやさない努力をわかりやすくご説明願いたい。

ロとして、ハード事業について。均衡あるまちづくりとして、地域差を早くならすべきだと思います。道路の新設改良の要望も多いと思われませんが、役場庁舎や小中学校の統廃合について議論すべきだと思います。

ハ、ソフト事業について。町民の心身の健康づくりについて各種きめ細かい対応をしておりますが、より積極的に町民の方々の参加を求める施策の展開を求めます。

最後に、私事で恐縮ですが、尊敬する人物は数多くおりますが、特に3名の方を人生の道しるべとっております。佐々木 毅前東大学長は私の隣家出身で、今も各方面に大活躍中であり、郷土の誇りです。昨年千屋小学校で再会し、町長と一緒に写真に入ってくれました。また、この議場に掲げている中国の世界遺産の高山を描いた画家王子江氏の個展が、上

野の森美術館で先月23日から本日まで全館貸し切りで開催され、友人たちと再会してきました。水墨画界の巨星としてさらなる発展を続けており、気迫あふれる作品の数々に圧倒されました。以上のお二人に松田町長を加えた3名の方は、100年に1人誕生するかと表される方々と出会えたチャンスに感謝するとともに、町長と一緒にまちづくりに参加できる機会を与えてくださった町民の方々に、少しでもお役に立てるよう努力してまいりたいと思います。

町長の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの戸澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、新年度予算の施策についてですが、施政方針に主な取組項目として6項目をお示しさせていただいておりますが、その6項目つまりは水環境の保全、地販地消の推進、大田区との交流促進、地域内公共交通の構築、防災施設整備の推進、各種プロジェクトの具現化ですが、これらはおしなべて20年度のまちづくりの重要案件と考えており、職員にもその重要性を認識させながら全能力をもって取り組み、その具体化に努めてまいります。

その中で、取りわけ力を入れる取り組みとのことですが、政策的観点では次の2点について説明させていただきます。一つ目は、水環境の保全です。生活に必要な水環境を守ることは、現在の飲料水を確保するというだけでなく、未来の生活環境を担保するということでもあります。また、美郷町にとって水は重要な観光や交流アイテムでもあります。したがって、皆さんの共通認識で保全に努めてまいりたいと存じます。そのために、各般の機会に意識啓発活動を展開してまいります。あわせてごみの不法投棄の防止や生活雑排水の浄化、流水周辺の環境美化などに皆さんからもご協力をいただき、結果としてこれまでの各方面の投資も生かされる形にもっていきたいと考えております。

二つ目は、交流の促進です。人口減少が現実の中、今後とも町内の活力を維持していくためには、交流人口の増大が必要な要素と存じます。東京大田区との交流は、清水や松・杉並木、古戦場などすぐれた美郷の景観を通じた観光的交流と消費地、生産地という立場での物産交流も可能です。そして、美郷町の農業もこうした交流を通じて活性化できればと考えております。そのため、平成20年度からは「うりこめ美郷応援事業」を展開し、力を入れてまいります。まずは、こうした一つ一つの取り組みに力を注ぐ観点で、また来年度は

職員の人事交流もスタートさせながら、その仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、財政見通しについてですが、議員もご存じのとおり美郷町の財政状況はよくありません。18年度決算ベースで一般会計の起債残高は164億円で、住民1人当たり約70万円となっております。これは、議員ご指摘の国民としての借金よりは少額ですが、他市町村に比べますと決してよくありません。全県25市町村では、住民1人当たりの起債残高は多い方から11番目の位置にあります。こうしたことを踏まえますと、起債残高をふやさない姿勢は大切なものと存じ、そのために町ではこれまで必要な社会資本整備などは極力国庫や県補助金、あるいは交付金などを確保して整備を推進していくよう努めてきたほか、起債額については当該年度の償還額を上回らないように留意してきたところです。また、元金償還のみならず利子も大変な負担となっておりますので、今般の繰上償還や借りかえなどでそうした部分に対処してきているところです。

こうした取り組みに加えまして、経常経費などを削減することも政策予算を確保することにつながることから、厳しいところまでチェックして歳出を削減することで、間接的に起債を抑制してきております。こうした各般にわたる取り組みで、今後とも起債残高の減少に努め、町民が不安を抱かない財政状況に是正していくことも、私の責任でもあると認識しているところです。後年度に憂いを生じさせない財政運営に、今後とも努めてまいりたいと存じます。

次に、ハード事業については、議員ご指摘のとおりさまざまな社会資本について地域差を解消することが大切なことと認識しております。そのため、まずは教育関係や公共施設について格差のある現状を踏まえまして、底上げを図ることを一義に、整備のおくれていた施設の改修工事や備品整備等に鋭意努めてきたところです。今後は、議員ご指摘のとおり公共施設や学校、温泉施設のあり方について十分に議論を重ね、その再編整備を具体化していくことは、合併で誕生した美郷町の発展には必要なことと認識しております。そのため、19年度においてはそれぞれの施設のあり方について具体の方針をまとめるとともに、20年度においては皆様からご意見をいただきながら、年度末までに具体計画を策定してまいりたいと考えております。

一方、こうした再編整備の推進に当たっては、町民各位の理解を得ながら進めていくことが肝要と存じておりますので、合併特例債の活用期限を認識しながら、一定期間の中で順次

進めていくことが必要ではないかと考えております。

次に、ソフト事業についてですが、申すまでもなく町民各位の心身の健康づくりは大切な行政課題です。そのため、心の健康づくり事業や健康づくり、生活習慣改善事業、各種スポーツ教室の開催などに努めてきたところです。20年度におきましても、心身の健康づくりの事業を展開するとともに、より社会に参加しやすい環境づくりの一環としてボランティア活動を促進する仕組みを構築し、自分の持てる能力を地域のために発揮することで外出機会の創出、あるいは交流を促進する取り組みにも力を注いでまいりたいと考えております。多くの方々の参画を期してまいりたいと存じます。

いずれ、こうしたハード事業及びソフト事業の積み重ねが、5年後、10年後、しっかりとしながらもやわらかであたたかい美郷の気風を醸成していくとともに、地域にしっかりと浸透していくよう私といたしましては今後とも引き続き頑張っまいりたいと考えております。もちろん、その過程においては十分に自己健康管理には留意してまいりたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上で答弁をおわります。

○議長（伊藤福章君） 19番、再質問ありますか。

○19番（戸澤 勉君） ありません。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤福章君） これで19番戸澤 勉君の一般質問を終わります。

◇深 沢 義 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、17番深沢義一君の一般質問を許可いたします。17番深沢義一君登壇願います。

（17番 深沢義一 登壇）

○17番（深沢 義一君） おはようございます。通告に従いまして質問をいたします。

昨年とは打って変わり、雪の多い年となりました平成20年も、弥生3月卒業の時期を迎え、春の訪れを肌で感ずるころとなりました。3月は卒業の時節であると同時に、新たな船出の時期でもあります。それぞれが新たな海原へと航海していくわけですが、取りわけ県内外へと巣立つ若者には厳しい社会状況の中、たくましく前途を切り開いて進んでほしいと願うところであります。

さて、我が町美郷町も誕生から早3年と数カ月、町長の施政方針演説にもありましたよう

に、着実に安定感と一体感を築いたところではありますが、これも一重に住民と行政との協働のまちづくりのたまものであり、旧3町村で目指してきた合併が、そして目指してきたまちづくりが間違っていなかったことのあらわれでもあると思うわけであります。そしてまた、そうしたことは「行政はみんなのもの、だから公平に」「課題は汗を流して解決するもの、だから誠実に」そして「今の頑張りが未来をつくるもの、だから未来を考えた行動を」という公平・誠実・展望を信念に融和と前進をキーワードとしたまちづくりを進めてきた町長をリーダーとする美郷町全体での成果でもなかろうかと思うところであります。

さて、その変革と財政の厳しさ増す中、確かな足どりを示してきた松田丸も20年度は任期最終年度となるわけではありますが、昨日の施政方針並びに予算案につきましては、なみなみならぬ決意を感じるところであり、そうした熱く強い思いのなか政策を立て、予算を編成されてきたことと思いますが、20年度の出航にあたっては11月の改選に向けた誠実性を今定例会において示すことも、公平・誠実・展望という信念に基づく大事なことと思いますが、先ほど質問なされました戸澤議員も同じことを考えておられたのではないかと思います、早い時期に意思表示することは多数の町民が望んでいることと思えますし、安定を求める町民に対しての義務でもなかろうかと思えますところであります。

あわせて、引き続き町の舵取りを務めることは、町民に対しての責務でもあると思うところではありますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 深沢議員のご質問にお答えいたします。

今後の政治姿勢についてということですが、私は町長就任以来議員ご指摘の融和と前進を基本姿勢に据え、まずは各地域の見えない壁を乗り越えて、町としての一体感が早期に醸成されるよう、そして各地域が抱えている課題を解消しながら合併を踏まえてもなお臨む地域の姿に戻って望む地域の姿に向かって前に進んでいくよう、常に意識をしながら町政推進に努めてまいりました。

そうした姿勢のもと、まずはこれまでは旧町村によって違いのあった各種制度や事業の調製、統一に取り組むとともに、町民憲章や町民歌など、よりどころとしての芯づくりを進めてきたほか、旧町村からの継続事業の早期完了に意を払いながら、まちづくりの指針となる総合計画を策定し、着実性に留意したまちづくりに取り組んできたところです。しかしなが

ら、着手時期を今後に待たせている課題もあることから、合併時に俯瞰した課題をきちんと解決するには、もう少しの時間と努力が必要な状況です。また、基礎的なことの調製を経て新たな取り組みで次なる展開を求めることが必要な状況もあるところではあります。

私といたしましては、こうした状況把握の中、美郷町の誕生に責任を有する一人として、そして立町以来課題解決とまちづくりに段階的に取り組んできた責任者として、今後もその役割を担わせていただきたいと思いますと考えております。融和と前進の基本姿勢のもと、公平性や将来の展望に留意しながら誠実に取り組むことで、誇れる美郷の実現を目指し、引き続きまちづくりの先頭に立って舵取りをさせていただきたく、その決意を表明させていただきます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番、再質問ありますか。

○19番（戸澤 勉君） 再質問あります。

○議長（伊藤福章君） 17番、深沢義一君の再質問を許可します。

○17番（深沢義一君） 強い決意のあらわれと受けとめました。次なる展開に向け、今後も頑張っていたきたいと思います。

真剣に誠実に頑張る人には運も人もついてくる、私はいつもそう思っております。そうした姿勢を常に持ち合わせているのが、松田町長だと私は思っております。また、そうした姿勢の町長を町民は心のよりどころとしておると思っています。今後も、公平・誠実・展望という信念を貫きながら、さらなる美郷町発展のため頑張っていたきたいと思いますし、厳しい社会醸成の中ではありますが行政と住民とが力を合わせ、町長が常々申されております「こととぬぐだまる町」をつくり上げていきたいものと思います。

さて、先ほどの戸澤議員の質問にも、5年後、10年後の美郷町の将来をどう描くかという質問がありましたが、私からも将来構想の根幹について再質問をいたしたいと思っております。「好きです美郷」「こととぬぐだまる美郷」をつくり上げていくためにはさまざまな取り組みが必要と思っておりますが、中でも少子高齢化対策はその中核、根幹となるものと思っておりますが、まずは結婚問題も含めた少子化対策についての考えを伺いたいと思っております。答弁お願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

少子化対策につきましては、さまざまな課題が存在しているものと思っております。一つは、出

生率を上げるための問題、これは子育て環境をどうするかということであろうと思います。またもう一つは、出産される方の絶対的な人数を確保する、これは雇用対策であり、あるいは過疎対策でもあるかもしれません。それからもう一つは、そうした結婚ということに対して、生き方、結婚するという価値観、その価値観をどう育むというふうな問題であるかもしれません。そうしたいろいろな課題が複合しての少子化の現状に至っているものと、私は認識しておりますが、その中で行政として今後展開するために必要なこと、例えば子育て環境の充実につきましてはこれまでの各般の施策で町としてその環境整備に努めてまいりましたが、現在の住民からのご要望等を踏まえ、今後力を入れるべき課題の一つとして学童保育の問題も子育て支援の環境対策ではないかと考えているところです。そのため、平成20年度において今後の学童保育のありようにつきましてアンケート結果をもとに鋭意検討し、将来にわたってより子育てがしやすい環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、就労の場の確保あるいは過疎対策ということにつきましては、今現在町内に存在しております誘致企業につきまして、より事業が拡大されるような支援策を講じながら、さらには新たな企業誘致についても意を払ってまいることで、雇用の場の確保、しいては出産またご結婚される方々の絶対的人口の確保に努めてまいりたいと考えているところです。さらに、結婚という価値観をどう育むかについては難しい問題があるわけですが、町としてこれまで取り組んできたその成果と反省を踏まえた場合、出会いの場について今後民間事業への支援等について検討できないかといったことを今後の課題として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、少子化についてはさまざまな切り口でさまざまな取り組みが考えられますが、総合的に各般の施策を講じ、今後とも少子化について町としての姿勢を示してまいりたいと考えているところです。以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君、よろしいですか。再質問ですか。許可します。

○17番（深沢義一君） 少子化対策についてのお考えはわかりました。

先ほど申したように、少子高齢化ということで、次に超高齢化社会を迎えるに当たり、年配の方々の生きがいづくり、サポート体制も重要な項目であると思います。高齢化は、何も美郷町だけの問題ではなく、日本全体の問題でもあるわけでありますが、高齢化はしばらく続く現実、不断の姿としてとらえなければならぬわけで、当美郷町においては自然豊かに地域資源のある町でありますので、そうした高齢者の方々の力を借りることによって美郷が

元気になるキーワードではないかと思うわけではありますが、地域の宝であるお年寄り、年配の方々の知恵や技術を生かし、活用することで生きがい結びつき、まさに協働のまちづくりへとつながる大事なことであると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

高齢化の問題につきましては、何よりご高齢の方の生きがい、あるいは幸せ感を創出することが、地域にとって求められているように思います。幸せ感の創出には、これまたいろいろな要素があると思いますが、一つは今の生活に満足感を感じる、あるいは自分が持てる能力等について発揮することで達成感を感じる、あるいはいろいろな方と交流することによって刺激を感じる、こういったことがひいては幸せ感につながるのではないかというふうに考えております。

今後、美郷町としてこれまでも各般の施策を通じ例えば生涯学習講座の充実、生涯スポーツ教室の充実、それからシルバー人材センターへの支援を通じた高齢者の方々の能力の発揮、さらにはそうした活動に参加することによって外出機会となり、その方々を通じた交流による刺激の享受、そういった取り組みに支援策を講じてきておりますが、来年度以降よりボランティアに参加しやすい仕組みづくりも重要なことと存じ、その拠点づくりに取り組んでまいりたいと考えているところです。

また、外出しやすい環境の一つに足の確保の問題があるものと思いますが、来年度以降地域内公共交通システムの構築に向けて、乗合タクシー制度を施行いたしますが、そうした各般の取り組みのもとで外出しやすく、また自分の能力を地域のために発揮しやすく、また自分の趣味もより充実させることによって今後にわたって美郷町での生活に幸せ感を感じることができるよう施策を組み合わせ、今後にわたっての美郷町での住みよさを実感していただくように頑張ってまいりたいと考えております。以上です。（「議長、こういう進め方でよろしいんですか」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君、よろしいですか。

○17番（深沢義一君） 町長の政治姿勢についての一問一答としての質問でありましたので、その根幹となる少子高齢化についてのみ聞いたところであります。再質問ではありません。

最後に一言申し上げ、質問を終わりたいと思います。私は、地域づくりに欠かせないものとして相互扶助の精神があると思っています。お互いにできることを出し合って助け合う精

神、ボランティア精神がこれからの地域には欠かせないものと思いますし、行政のなすべきこと、住民も積極的にかかわるべきこと、協働参画のまちづくりに向けた意識づけをしながら、美しきふるさと美郷を築き上げていかなければならないものと思います。町長の政治姿勢、政治手腕には町民は好感と期待を持っているものと確信しておりますし、今後とも健康に留意されまして頑張ってくださいと思います。

以上で、町長の今後の政治姿勢についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤福章君） これで、17番深沢義一君の一般質問を終わります。

これにて、10分間休憩します。

（午前11時03分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時13分）

◇ 飛 澤 龍 右 工 門 君

○議長（伊藤福章君） 次に、20番飛澤龍右工門君の一般質問を許可いたします。20番飛澤龍右工門君登壇願います。

（20番 飛澤龍右工門君 登壇）

○20番（飛澤龍右工門君） 議長にお願いがございます。質問に入る前に、資料集がございますので配付をお願いしたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（伊藤福章君） 許可します。資料配付をお願いします。

○20番（飛澤龍右工門君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。20番飛澤龍右工門です。

私の質問は、2点について質問があります。まず第1点については、緊急一時金と生産調整についての質問でございます。一番初めに武藤議員からも農政について大まかな質問がございましたけれども、今回私の質問について説明をいたします。

今回、農政対策でまたもや猫の目政策と思われても仕方のない緊急一時金といった政策が打ち出されてきました。緊急一時金について、議員各位も農政課長より説明を受けました。その中で、いろいろ説明のうちに生産調整についての話し合いになって、現在美郷町内にお

いて生産調整未協力者が五十数名に及んでいることと、それに伴い毎年若干ではあるが未協力者がふえていることも説明を受けました。町内では、生産調整達成率100%をクリアしているとはいえ、未協力者がふえている現実では生産協力者にとっては歯がゆい思いではないでしょうか。

生産調整は強制ではないものにして、大多数の農家から賛同を得ている。それに、毎年転作率が上がっていく中で、未協力者がふえていることに憤りを感じます。昨年から生産調整に対して農業者団体が積極的に取り組むとのことですが、行政サイド、町長、町長は水田農業推進協議会の会長として未協力者の方々に対してどのような対応をしているか、町長の見解をお伺いします。

2点目について質問いたします。交流と活性化について、町長はことし交流をキーワード年にしたいと広報の年頭あいさつでも述べておりました。交流とは、大変大きな意味が深いことを示していると思います。現在、行政とJAが一体となって取り組んでいる大田区との人的・物的交流を大々的に行っていることは、町民にとっても大いに期待と関心を持っているところです。私の交流と活性化については、合併前から県事業で旧大曲市と花巻市を結ぶ県道新設工事が行われてきましたが、いまだに開通されていません。私は、地域間交流と活性化を一役として考えた場合に、ぜひとも県に対して町長から早期開通に向けた要望をお願いするものですが、町長の見解をお伺いいたします。よろしくお祈りいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 飛澤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、緊急一時金と生産調整についてですが、生産調整の非協力者については18年度は40人、19年度は56人と、ここ1年で16人増加している状況です。しかし、非協力者の増加については美郷町に限らず全国的な傾向とのことで、国ではまさに緊急対策として今年度非協力者にも10アール当たり3万円の一時金を交付する地域水田農業活性化緊急対策を急遽講ずることにしたようです。そのため、美郷町水田農業推進協議会では、1月下旬から組織経営体に参会、全体を対象に8回の説明会を開催するとともに、全農業者に資料を送付して対策の周知に努めてきたところです。

また、議員がご指摘の生産調整協力者の歯がゆさについては、私どもも理解しておりますので、非協力者に対して2月中旬から下旬にかけて、直接訪問指導を行っております。その結果、

今後協力していくとした方が6人、対策への参加を検討するとした方が11人いらっしゃいました。こうした個別訪問指導を通じて、そもそも生産調整の意味や意義を十分にご理解いただき、できる限り参加していただくよう今後も努めてまいります。またそうした取り組みの実効を上げるため、今後美郷町水田農業推進協議会の幹事会に対策チームを新たに設置するとともに、町としましては農業生産に係る町単独事業の助成要件を生産調整実施者に限ることとするなど、新たな方針で臨むとともに、関係団体にも同様な措置を講ずるように要望してまいりたいと存じます。さらに、国、県に対しても非協力者に対する措置を明確にさせていただきよう要請してまいりたいと存じます。

次に、交流と活性化についてですが、主要地方道花巻大曲線の整備については県では平成17年度までは改良工事を実施してきているものの、平成18年度以降は延伸工事を実施していない状況で、現在のところ岩手県境までの未改良区間は1,740メートルとなっております。一方、岩手県側では18年度までは改良工事を実施してきているものの、19年度以降の事業着手は未定と伺っており、現在のところ未着手期間は800メートルとなっております。この道路につきましては、正岡子規の紀行文にも記述もあるなど文化的にも貴重な路線であるとの認識のもと、関係町村で組織した主要地方道花巻大曲線建設促進期成同盟会が合併前から秋田岩手両県に要望活動を展開してきております。また、美郷町になってからも町単独で早期開通に向けて町に要望してきたところであります。

しかしながら、現在県では厳しい財政状況を踏まえて、生活者優先という観点で優先順位の高い県道から整備を進める方針とのことで、町に対しても整備要望の優先順位を県に提示するように求めてきております。そうした県の方針のもとで考慮しますと、現在の美郷町にとりましては主要地方道角館6号線の改良や利用頻度の高い県道拡幅が上位の整備要望にならざるを得ない状況と存じますので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。いずれ、必要性については理解する路線ですので、今後機会を見つけて県に対して早期開通に向けた要望は行ってまいりたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 20番、再質問ありますか。（「はい、再質問」の声あり）許可します。

○20番（飛澤龍右工門君） 私が今資料集ということで提示しましたけれども、やはり農水省の方でも20年産がこのような農政の分かれ目ではないかという、こういう報道機関まで出しているところがございます。やはり、我々もこれは確実に農家として、そして公的な公職でありながら一生懸命これに向けて頑張っていかなければならない時代が来たのではないかと考えておる次第で

ございます。特に、議員あるいは農業委員の方々にはまず率先して協力を促すということで、私自身の考えとしてはそう思っております。

そのほかに、やはりJAの要職にある方々からは当然のこと、この転作・生産協力については一生懸命頑張ってもらわなければ、今後どういう形になっても農家にとってはマイナスにならないような状況で頑張ってもらわなければいけないと思います。特に、町長においては水田農業推進協議会の会長として取りまとめをお願いしたいものだと思っております。そして、20年度においては今町長が昨年よりは協力者がふえておるといふことの説明でございましたけれども、絶対というかそういう形で一人でも多く協力者がふえるようお願いしたいものだと思っております。それに、やはり行政・JAと一体となった担当職員には、ぜひこの義務を果たしてもらいたいものだと思っております。

それと、交流と活性化についてでございますけれども、やはり町長が今答弁いたしましたけれども、私も先日この資料集を振興局へ行ってもらってまいりました。今町長がおっしゃいましたように、秋田県側が1,740メートルだそうです。岩手県側が800メートルという、非常に残っている部分がまず難所だということでございます。19年度におかれましては、1,400万円ほどの予算がつかれましたけれども、これも新たな工事が進まないということで、非常にただ1,400万円程度のお金でありますと「今まで工事してきたところの補修をすればそれで終わりだ」というような説明を受けましたけれども。

私にとっては、今なぜここでこういう質問をしたかといいますと、今団塊世代の方々がいるところ退職なされているところでございます。それこそ高速時代になっておりますけれども、そういう方々のやっぱり魅力を感じるようなところがございますし、そういう皆さんが高速道路を使ってどこでも歩けるような状態の方々も、必要とする方々もおおと思いますけれども、逆にあたりを楽しんで要するに県外から美郷町に入って美郷町のそれこそ水環境を見ながら来る人も多分おられると思います。そういう方々をやはり迎えるためにも、この道路が必要ではないかなという形でございます。特に、美郷町におかれましては今各種団体、それこそ商工会あるいは観光協会、そういう意味でほとんどの団体が合併になって、美郷町一体となって頑張っているところでございます。今後も、町長におかれましてはどうかこの道路においては美郷町にとって必要であるということを確認を持ちながら、県に要望していただければ幸いと思っております。

今後、先ほどの深沢議員に「今後の町政に対して再度頑張っていく」という決意も新たにされたところでございますので、この任期中にはどうか開通に向ければ、また町民から一層信頼を受け

るものと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長自席で願ひします。

○町長（松田知己君） 初めに1点目の問題につきましては、一生懸命頑張ってまいりますので、議員各位にもご協力を願ひ申し上げます。

それから2点目についてですが、先ほど私が答弁の中で早期開通に向けた要望を県に要望するというふうに申し上げたつもりが、町に要望すると申し上げたようですので、この場で訂正させてもらいます。県に要望してまいりますので、よろしく願ひします。

また、今後4年間以内というふうなお話がありましたが、ご提案として伺ひまして、いずれ県の状況、町の状況等考え合わせて要望はしてまいりますので、よろしく願ひ申し上げます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 20番飛澤田龍右エ門君、よろしいですか。

○20番（飛澤龍右エ門君） これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤福章君） これで、20番飛澤田龍右エ門君の一般質問を終わります。

◇吉 野 久 君

○議長（伊藤福章君） 次に、16番吉野 久君の一般質問を許可いたします。16番吉野 久君登壇願ひします。

（16番 吉野 久君 登壇）

○16番（吉野 久君） 一般質問いたします。

平成20年度は、住民のだれもが「美郷がいちばん、すきです美郷」と言えるまちづくりを目指し、合併後に策定された「美郷町総合計画」の到達目標に向かってステップする年と認識しております。町長の平成20年度施政方針の説明では、その目的を達成するために六つの主な取り組みを掲げておりますが、その中の一つに東京都大田区との交流の推進政策があります。将来的にこの事業が閉塞感ある地域経済を打開する役割を果たすものと期待し、関連する次の5項目について質問し、町長の見解をお伺ひいたします。

まず初めに、美郷の味販売交流促進事業について質問いたします。平成19年度11月のOTAふれあいフェスタと2月のカマクラ展物産交流市で、美郷町の物産販売を行っております。しかし、OTAふれあいフェスタを視察しての出店者状況は、過去を振り返っても特定の生産者、事業者の参画にとどまっている感が否めません。また、カマクラ展物産交流市では事業の黎明期と

は言え行政指導の色合いが強いと感じました。

平成20年度は、美郷の味販売交流促進事業として大田区で3回の出店を予定しております。しかし、将来的に美郷産物の通年交流を目指すなら、当該団体のJAや商工会はむろんのこと、生産者や商業者の意識改革が必要です。私はこの東京都大田区との物流を伴った交流を大きなビジネスチャンスととらえた参画する生産者、商業者の増加と自主的運営、また売れる美郷産物の工夫こそ今後の事業展開に必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、美郷ブランド確立事業について質問いたします。2月行われた「カマクラ展物産交流市」では、鎌田駅前でも美郷米の試食アンケートを実施し、あわせて米穀店・お米屋さんでの市場調査を行い、良好な感触を得てきました。また、平成20年度事業ではさらに美郷米の食味を伝え販路を拡大する目的で、新たに「うりこめ美郷応援事業」が行われます。今後、大田区との物産交流を「米」を核としてすそ野を広げていくことに異論はありません。しかし、その前提として高品質で良食味の「米」の安定した生産量確保が不可欠と考えます。

町では現在、減農薬、減化学・無化学肥料栽培米の新規拡大に助成する「美郷ブランド確立事業」を行っております。むろん、生産調整の実施者に限りませんが、新規拡大作付の条件を撤廃する、もしくは助成額を増額することができないでしょうか。また、「ブランド品目作付支援事業」では、困難な花卉、野菜の栽培と出荷が予測されますが、減農薬、減化学栽培のハードル拡大と格上げ助成ができないでしょうか。いずれ、時代は食の安全・安心と自給率の向上を求めています。私は、美郷農業が向かう方向としても必要と考えますが、町長の政策をお伺いいたします。

3点目として、大田区との人事交流について質問いたします。平成20年度大田区との人事交流を行います。この事業は、町職員の資質向上はもとより、大田区とのつながりをより深めるとともに、物流交流の促進やアンテナショップ開店の足掛かりになるものと期待しております。また、交流の基礎こそ人であり、派遣される職員は仕事でもプライベートでも大いに楽しみ、人脈づくりに励んでほしいと思っています。その期待を持って提案いたします。

人事交流の人選に当たっては、職員すべてを対象として大田区で行いたい夢を添えての公募はいかがでしょうか。これは、厚生労働省との人事交流にも当てはまりますが、私は夢を抱きみずから出向を望む活力ある、言いかえればバイタリティーにあふれた職員こそ人事交流の最適任者と考えますが、町長の方針をお伺いいたします。

4点目として、大田区との文化交流事業について質問いたします。交流を支え発展させるため

には、双方向性と共有するメリットが必要と考えています。過去を振り返って、確かに防災協定の締結や小正月行事への大田区六郷地区住民の参加がありました。しかし、現在の交流は美郷町からの物流が主な交流との印象が強いと感じています。そこで、政策としての大田区文化交流事業を提案いたします。文化交流はお互いにメリットがあり、文化を紡ぐ人と人とのつながりがよりきずなを太くします。その手始めとして、教育費の学校交流事業や芸術文化活動事業を活用し、「西六郷少年少女合唱団」を招聘してはいかがでしょうか。かつて、大田区と旧六郷町の交流はこの合唱団来町から始まりました。また、現在当時指導者だった故鎌田典三郎氏の意味で解散した合唱団が再結成し、活動を再開しています。私は、平成20年度からの大田区との交流を新たな事業展開と位置づけ、お互いのきずなをより強固にするためには文化交流事業が必要であり、この合唱団招聘はそのスタートにふさわしいと考えておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

この質問の最後に、いやしをテーマにした観光について質問いたします。大田区との相互交流の発展は、美郷町の滞在人口の増加につながるでしょう。また、大田区民が来町する動機づけを育てはぐくむことが、ほかの観光客をも増加させる近道になると考えています。美郷町には、人をひきつける魅力がいろいろとあります。その中で、清水を代表する「いやし」を観光の目玉として特化できないでしょうか。平成20年度、新たな試みとして「田園アート」を創作します。それも都会人をひきつける手段の一つとなりますが、既存の自然をもっと活用できないでしょうか。

例えば、映画「となりのトトロ」の背景画を描いた男鹿和雄さんの現風景は、出身地旧太田町と旧千畑町にありました。私は「となりのトトロ」で描かれた自然そのものやなつかしい風景を介在して、美郷町の現風景をそのままに伝えられたなら、訪れる人々の琴線に触れる観光体験になると考えておりますが、町長の見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 吉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、美郷の味販売交流促進事業についてですが、現在の物販交流は交流市実行委員会の構成団体が会員や組合員に参加を募っており、希望者は基本的には参加できる仕組みとなっておりますが、一定の方々の参加にとどまっている現状にあります。今後、大田区との交流の幅を広げていくには、こうした取り組みをビジネスチャンスととらえて趣旨に賛同する方々が広がり、さ

らには組織として自主的に運営されていくことは、事業者の意識改革を促進する意味でも大切なご指摘と存じます。

しかしながら、こうした取り組みに事業者が組織化を図ること、そして自主的運営をしていくには商工会等の関係団体の指導のもと、必要な調整を冷静に図っていくことが必要と存じます。ゆくゆく、そうした体制に近づいていくよう商工会等とも連携を図りながら誘導してまいりたいと存じます。また、「売れる美郷産物」となるよう工夫をこらすことは、商業ベースで事業展開するには必要不可欠なことであり、そのためには消費意欲を喚起するセールスポイントが必要になるものと存じます。そのため、今後は美郷町の特色である「清浄な水」を全面に出したイメージ戦略を考えるとともに、農産物や農産加工品については来年度から本格稼働する堆肥センターの堆肥利用を全面に出した、「安全・安心」のイメージづくりが必要ではないかと考えているところです。

いずれ、こうした販売戦略は行政よりも商工会や農業団体が得意とする分野ですので、連携を図りながら相互協力のもとで事業展開を考えてまいります。

次に、美郷ブランド確立事業についてですが、議員ご質問の美郷こだわり米元気事業は、減農薬、減化学肥料栽培米等のこだわり米の作付誘導に向けて支援策を講じているもので、18年度から19年度にかけて35.5ヘクタール拡大しております。支援対象を新規及び拡大としておりますのは、こだわり米栽培の初年度に見られる収穫量減少を考慮してのことであり、条件を撤廃することは改めて事業目的の整理と適切な支援内容について十分に検討することが必要となります。また、助成額の増額については、全体予算との調整が必要となりますので、議員のご提案は今後の検討課題と認識させていただきます。なお、農地・水・環境保全向上対策においては、一定の要件をクリアする減農・減化栽培に対して助成を行う先進的営農支援のメニューがあり、現在のところ56ヘクタールで10アール当たり6,000円の助成が別途講じられているところです。

また、ブランド品目作付支援事業についてですが、19品目をブランド品目と位置づけて産地づくり交付金と町単独事業をもって支援策を講じておりますが、一定の厚さで支援を講じているところです。それぞれ趣旨をもって施策を構築しておりますので、今後支援内容を考慮していくためには改めて事業目的の整理や適切な支援内容を、財政環境と相談の上検討していくことが必要となります。このご提案も、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。いずれ、今後は食の安全・安心がより求められるものと認識しており、消費地との交流を踏まえて農業団体と連携を図りながら支援内容と実効性の関係について検討をしてまいりたいと存じます。

次に、大田区との人事交流についてですが、施政方針で触れましたとおりこれまでの人事交流に加えまして、平成20年度からは新たに東京都大田区との人事交流を行うことにしました。このたびの人事交流は、議員ご指摘のとおり町職員の資質向上に加えて大田区とのつながりをより深めることで、今後の人的交流や美郷町産米など物産販売を円滑に進めたい目的で太田区長に申し入れたものです。その派遣職員の人選に当たっては、長期にわたって赴任するという性質上おのずから選定に当たっての留意点が生じてまいります。派遣される職員の選考には、派遣先での環境適応力あるいは行動力があるかどうか、それから人事交流によって得る経験を美郷町において生かせる応用力があるかどうかなどといった個人的資質に加えまして、長期間の赴任を可能とする家庭環境かどうかなど総合的な判断が必要となります。厚生労働省を初めとした人事交流も、すべてこうした留意点を総合判断して人選を行っているところです。議員ご提案の職員の積極性を重視した人選については、基本的には非常に大切なことと認識しておりますので、今後の人事交流に当たっての一つの参考させていただきたいと存じます。

次に、大田区との文化交流事業についてですが、交流推進の一環として文化面を取り入れることは交流を活発化させる観点で大変意義あることと認識しております。しかし、現時点ではこれまでにない新たな交流をこれから展開させていく段階であって、限られた人材と予算ではまずは二兎を追わず、20年度からスタートさせる「うりこめ美郷応援事業」が円滑に推進されるよう、エネルギーを傾注させたいと存じます。文化交流については、その次のステップとして整理して取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。なお、議員からご提案いただきました「西六郷少年少女合唱団」のような芸術文化団体を招聘することについては、何らかの記念や節目のときに企画を考えたいと考えております。

次に、「いやし」をテーマにした観光についてですが、議員ご指摘のとおり美郷町には心に余韻を残す魅力を持った地形や風景などがたくさんあると私は思っております。一方で、そうした魅力について私も含めまして町民各位がどれほど認識しているかといえば、合併から時間の浅い現況では必ずしも十分ではないかと思われるところです。また、普通非日常的なことがらには何かを敏感に感じるものですが、日常的な物事にはよほど意識を持たないとその魅力を見出すとする力が働きにくい面もあるものと思います。

そのため、町としては合併を経た後町民みずからが町内風景の魅力を再発見してもらいたい意味で、昨年度は町内写真コンテストを行うとともに、今年度は美郷の風景10選の選定などに取り組んでいるところです。その中には、議員がご指摘の清水や水環境などが選定されてくるかもし

れませんし、「となりのトトロ」に出てくるような森や丘陵地、並木なども選定されてくるかもしれません。また、来年度は古木・銘木マップも作成したいと存じます。こうした樹木の持ついやし効果も一つの観光につなげてまいりたいと考えているところです。いずれにいたしましても、素晴らしい自然風景がもとよりいやしの機能を持っておりますので、そうしたポイントの再確認とそれをつないだ結果として滞在型観光につなげられないか、そして引いては美郷町全体がいやしの観光地にならないか、今後模索してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番、再質問ありますか。16番吉野 久君の再質問を許可します。

○16番（吉野 久君） 1点だけ再質問させていただきます。

私、今回こういう質問をしましたのは、地域経済の活性化それが一つ目的であり、また生産者・商業者の意識改革が一つの目的でございます。12月定例会に、農業問題に非常に質問が集中しましたけれども、やはり農家の方が元気になることがこの地域の活力を取り戻す、地域経済を下支えするものと考えております。太田フェスタやまたこの前の鎌田駅前での物産販売で、私が一つヒントを得たのは、生産し、それを加工し、そしてまた商品として販売するまでに至った商品は非常によく売れるということです。やはり、生産し、加工し、販売する、これには三つの利益が伴ってきます。つくってもうけて、加工してもうけて、販売してもうける。そういうものを、やはりどんだん美郷町の農家もまた商業者も、そういうことを意識しながら頑張っていかなければいけないと考えております。

その中で町長が答弁したように、だとすればやはりJAや商工会の指導力、そういうものが非常に問われるわけですが、ただ残念なことながらこの前の鎌田駅前での物産販売につきましては、商工会職員はだれ一人参加していませんでしたし、まず積極的なアプローチがなかったと。そういうことから、やはり当該団体にもっと個々の農家、商業者を元気づけるんだという、そういう気持ちになってもらいたいなど、これが一つございます。それと、やはり現実の農家や商業者が「じゃあ、頑張ろう」という気持ちになるのか、そこら辺が非常に今心配しているわけです。そういうことで、こういう事業も始まったということですので、そこら辺の意識改革、これは当該団体のJAや商工会だけでなく、町としてもどんだんこういう事業をPRしながらやっていただきたいと思っておりますけれども、その点につきましてお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

基本的に、町が物を売るという時代ではありませんし、また行政がそうした機能を持つべきで

もありませんので、基本的には事業者、商業者、農業者の方々がみずからの利益を上げるために頑張ってもらうことが基本認識です。そのために必要な指導あるいは調整活動については、行政なり関係する団体なりに力を発揮してもらい、力を発揮しないといけないわけでありますので、そうした認識のもとで今後とも頑張ってもらいます。

なお、事業者の方々にそうした認識に立ってもらうためには、かなりこれまでの意識を変えてもらわないといけません。そのために、今般地産地消推進事業としていろいろな取り組みに取り組んでいるわけですが、そうした取り組みもその一連にあることをぜひご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君、よろしいですか。

○16番（吉野 久君） 終わります。

○議長（伊藤福章君） これで、16番吉野 久君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日午前10時本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時53分)

